

かすみがうら市の
介護保険料の値上げを考える

介護保険の 制度とは？

大阪社保協 介護保険対策委員会

日下部 雅喜

○自己紹介

日下部 雅喜

大阪社保協介護保険対策委員長

旧介護保険料に怒る一揆の会（2024年9月28日解散）事務局長

元 地方公務員（大阪府堺市職員 2016年3月退職）

前 ケアマネジャー（2024年5月末まで）

（西成民主診療所ケアプランセンターさくら）

現 大学非常勤講師

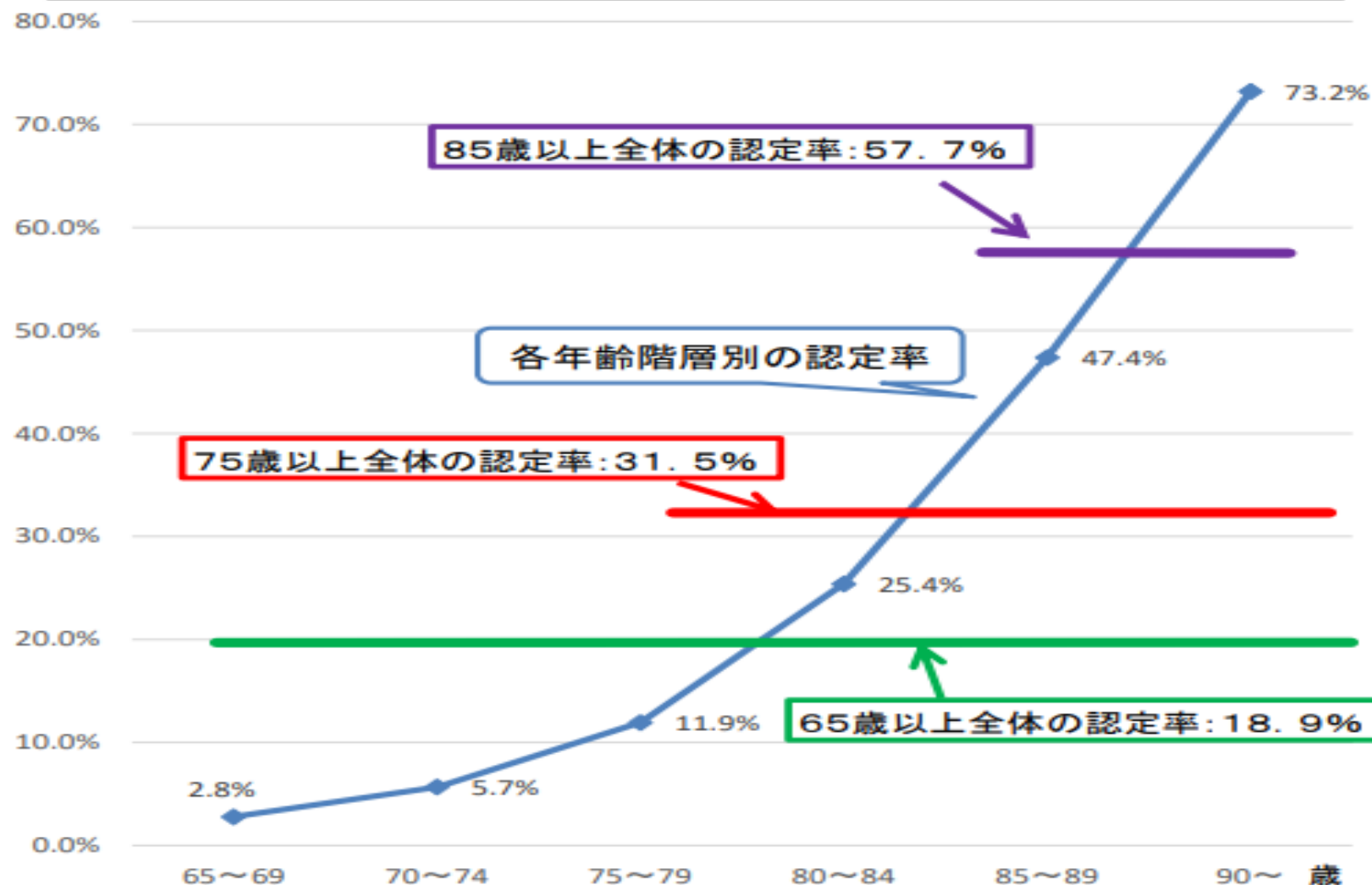
（佛教大学社会福祉学部 福祉行財政論・福祉計画論・自治体福祉政策論 2024年7月末終了。現在は通信課程のみ）



介護保険制度 と 保険料の基礎

年齢階級別の要介護認定率

○要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に、85歳以上で上昇。



出典:

○ 2022年9月末認定者数(介護保険事業状況報告)及び2022年10月1日人口(総務省統計局人口推計)

要介護度ごとのサービス水準と限度額

介護度	サービス水準	利用限度額(1ヶ月)
要支援1	通所サービス、週1回のヘルパーの訪問、月2日の短期入所サービスが利用できる水準。	50,030円
要支援2	通所サービス、週2回のヘルパーの訪問、週1日の訪問看護、月2日の短期入所サービスが利用できる水準。	104,730円
要介護1	毎日何らかのサービスが利用できる水準。	166,920円
要介護2	週3回の通所リハビリ又は通所介護を含めて、毎日何らかのサービスが利用できる水準。	196,160円
要介護3	夜間のヘルパーの訪問を含め、1日2回のサービスが利用できる水準。	269,310円
要介護4	夜間のヘルパーの訪問を含め1日2～3回のサービス利用が可能。認知症では週5回の通所リハビリを含め毎日利用できる水準。	308,060円
要介護5	早朝、夜間のヘルパーの訪問を含め、1日3～4回のサービスが利用できる水準。	360,650円

限度額は1単位10円で計算。サービス種類と地域によっては額は異なります。

介護サービスの種類

都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス

市町村が指定・監督を行うサービス

介護給付を行うサービス

◎居宅介護サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売

【通所サービス】

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護

◎施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

◎地域密着型介護サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

◎居宅介護支援

予防給付を行うサービス

◎介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売

【通所サービス】

- 介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- 介護予防短期入所療養介護

◎地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

◎介護予防支援

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

介護保険料の決定の3原則

介護保険法第129条

①市町村は、**介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収**しなければならない

②保険料額は、政令で定める基準に従い**条例で定めるところにより算定された「保険料率」**により算定される

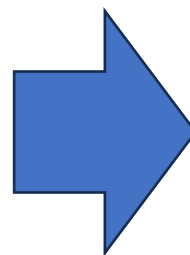
※「保険料率」とあるが「金額」で表示される

③その**「保険料率」**は、**おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるもの**でなければならない

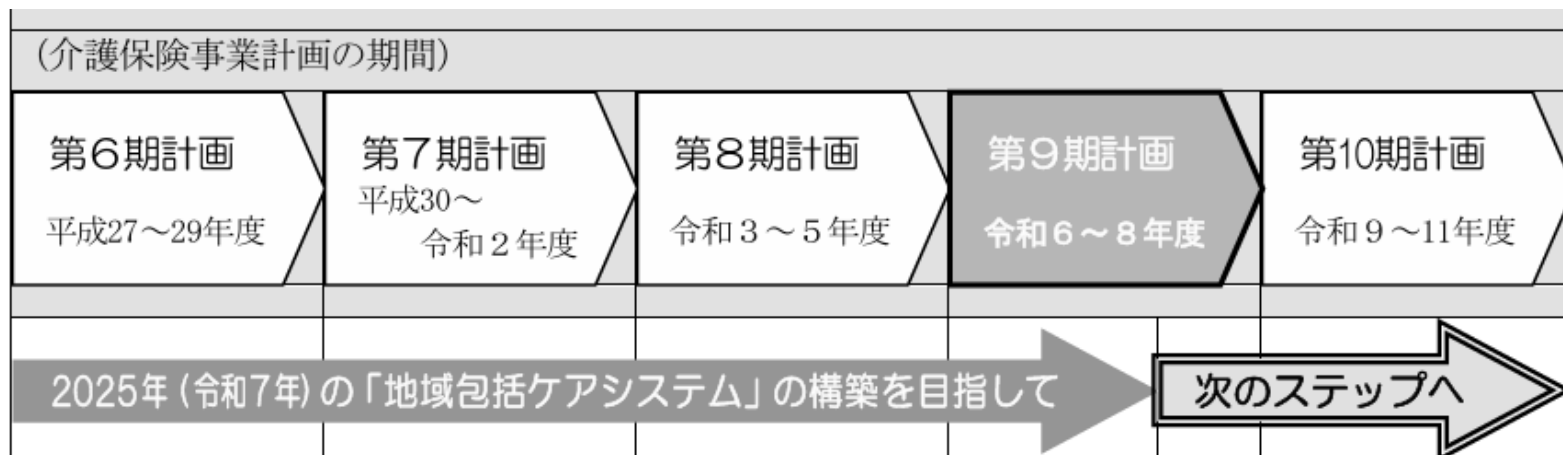
市町村介護保険事業計画

保険給付の円滑な実施のため、**3年間を1期とする介護保険事業計画**を策定

- 区域(日常生活圏域)の設定
 - 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
 - 各年度における必要定員総数(区域毎)
- ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
 - その他の事項



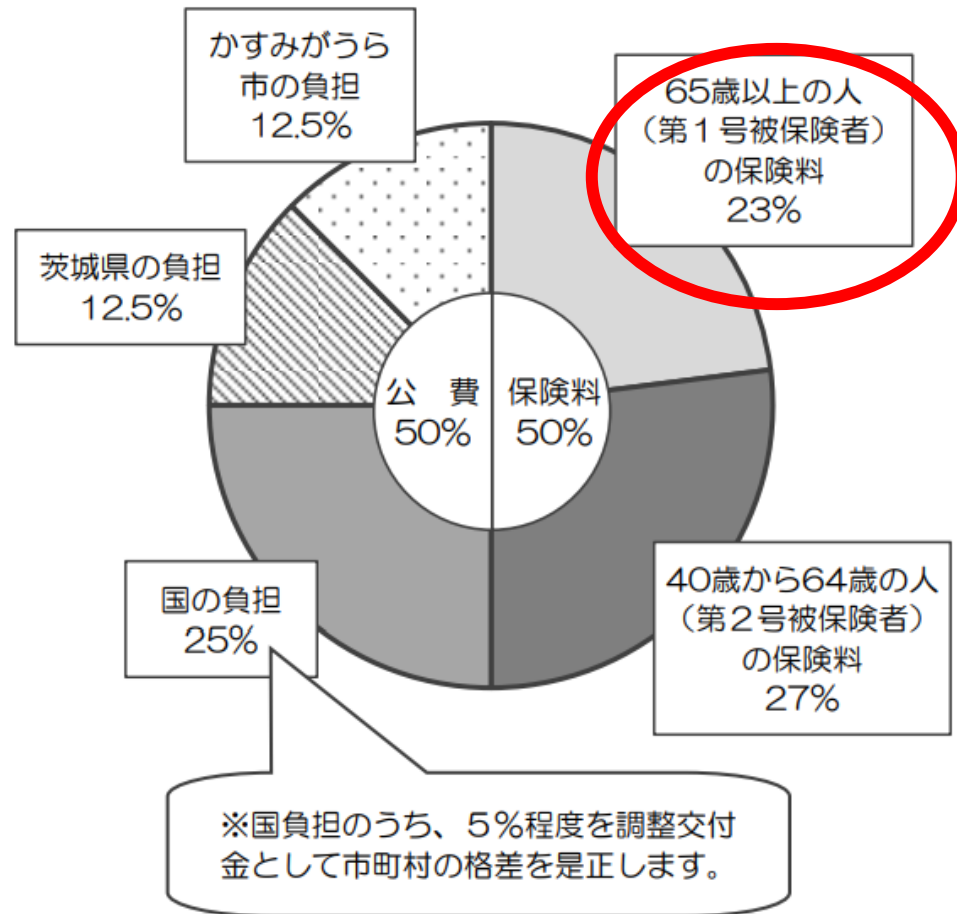
**保険料
の設定**



65歳以上高齢者は23%を費用負担

介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は、第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳）が負担します。

■介護保険給付費の負担割合



※施設給付については、国20%（うち、5%程度の調整交付金含む）、茨城県（17.5%）の割合です。

介護費用の高齢者負担分が介護保険料

65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料の決め方（イメージ）

その市町村の介護サービスの総額 $\times$ **23%**
その市町村の65歳以上の人口（第1号被保険者数）

※第1号被保険者＋第2号被保険者＝50% **23:27**

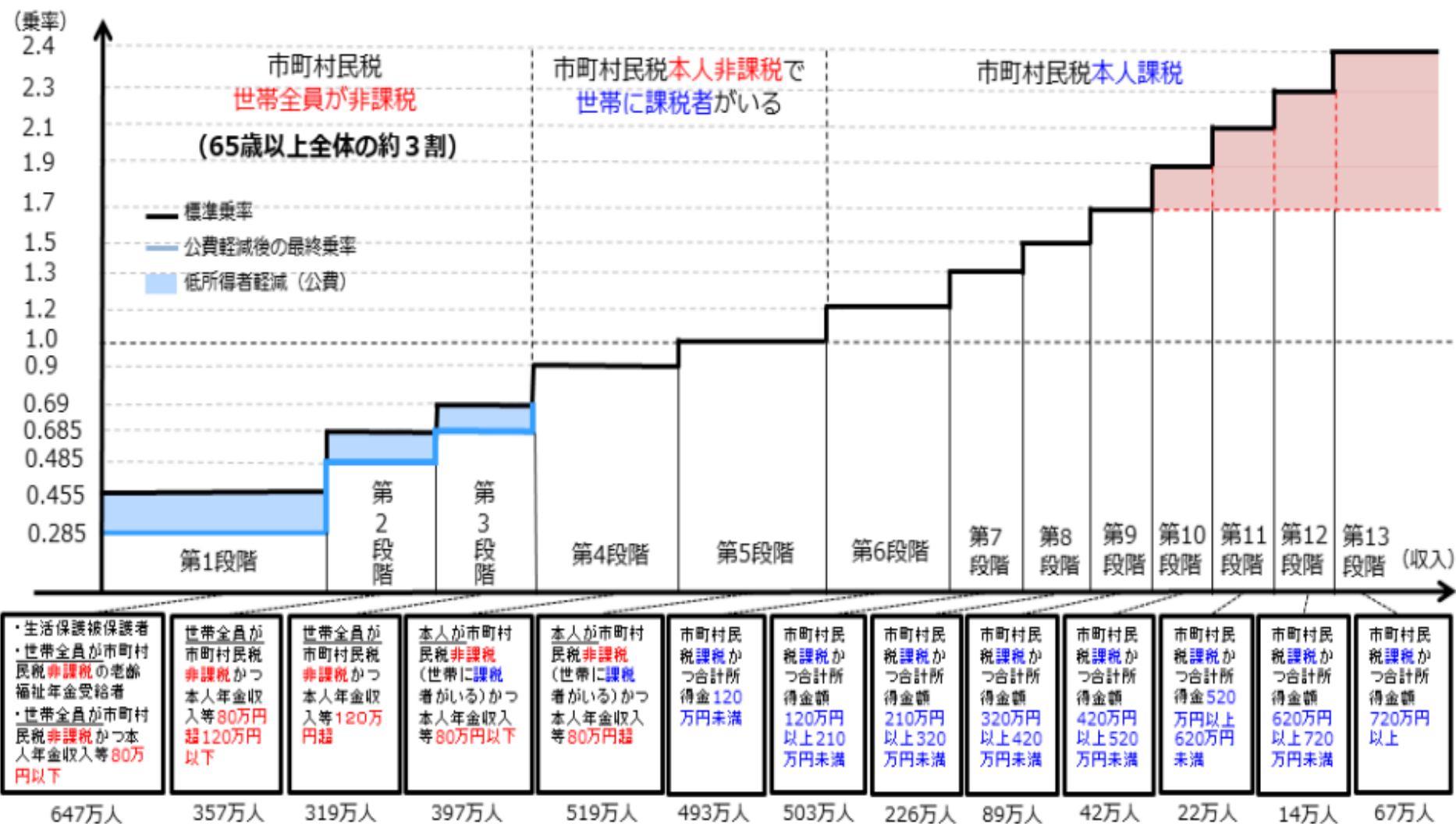
数値は3年ごとに全国の人口比に基づき見直す

第1期 17%・33% ...⇒第5期 21%:29%

⇒第6期 22%:28% →第7・8・9期 23%:27%

国基準の第1号保険料の所得段階

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.455 ※公費軽減後は0.285
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.685 ※公費軽減後は0.485
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.69 ※公費軽減後は0.685
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.00
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.20
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.30
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.50
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額×1.70
第10段階	市町村民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額×1.90
第11段階	市町村民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額×2.10
第12段階	市町村民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額×2.30
第13段階	市町村民税課税かつ合計所得金額720万円以上	基準額×2.40



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ(令和5年4月1日現在の状況により報告)

介護保険料当初の2.14倍！

全国平均基準月額

第1期(2000～02年度) 2,911円 年額34,932円

第2期(2003～05年度) 3,293円

第3期(2006～08年度) 4,090円

第4期(2009～11年度) 4,160円

**介護保険料は年金から
強制徴収(徴収率98%)**

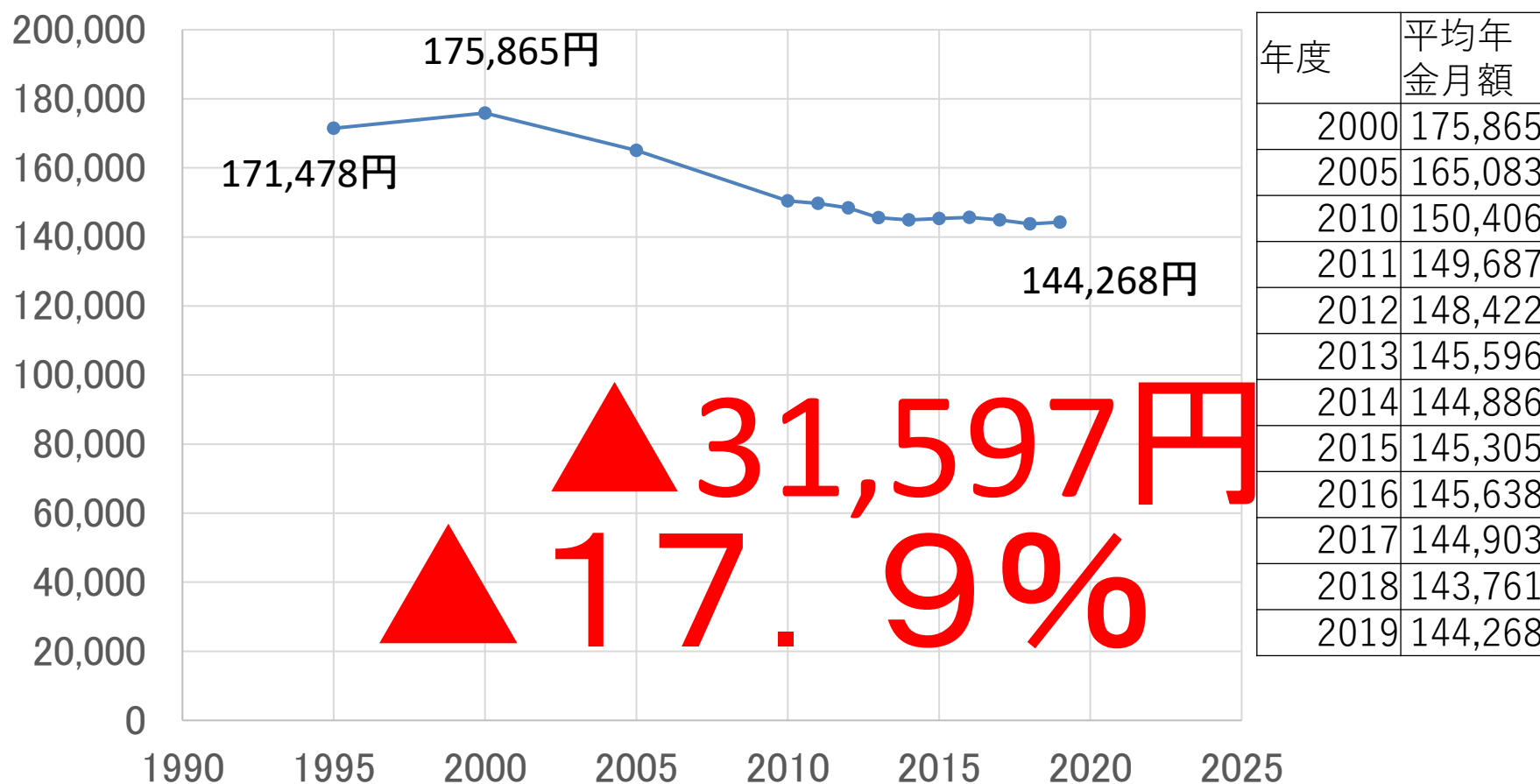
月1万5千円、年18万円

以上の年金から天引き

4,700円

20年間下がりっぱなしの年金

年金平均受給月額推移



「給付と負担の連動」

その市町村の介護サービス利用が増える

⇒高齢者全員の介護保険料が比例して上がる

介護充実 ↔ 保険料

第1号保険料の分布（令和6～8年度）

保険料基準額の分布状況

保険料基準額	保険者数
3001円以上～3500円以下	1 (0.1%)
3501円以上～4000円以下	3 (0.2%)
4001円以上～4500円以下	13 (0.8%)
4501円以上～5000円以下	99 (6.3%)
5001円以上～5500円以下	221 (14.0%)
5501円以上～6000円以下	511 (32.5%)
6001円以上～6500円以下	403 (25.6%)
6501円以上～7000円以下	237 (15.1%)
7001円以上～7500円以下	64 (4.1%)
7501円以上～8000円以下	17 (1.1%)
8001円以上～8,500円以下	1 (0.1%)
8,501円以上～9,000円以下	2 (0.1%)
9,001円以上	1 (0.1%)
合計	1573 (100.0%)

保険料基準額高額保険者

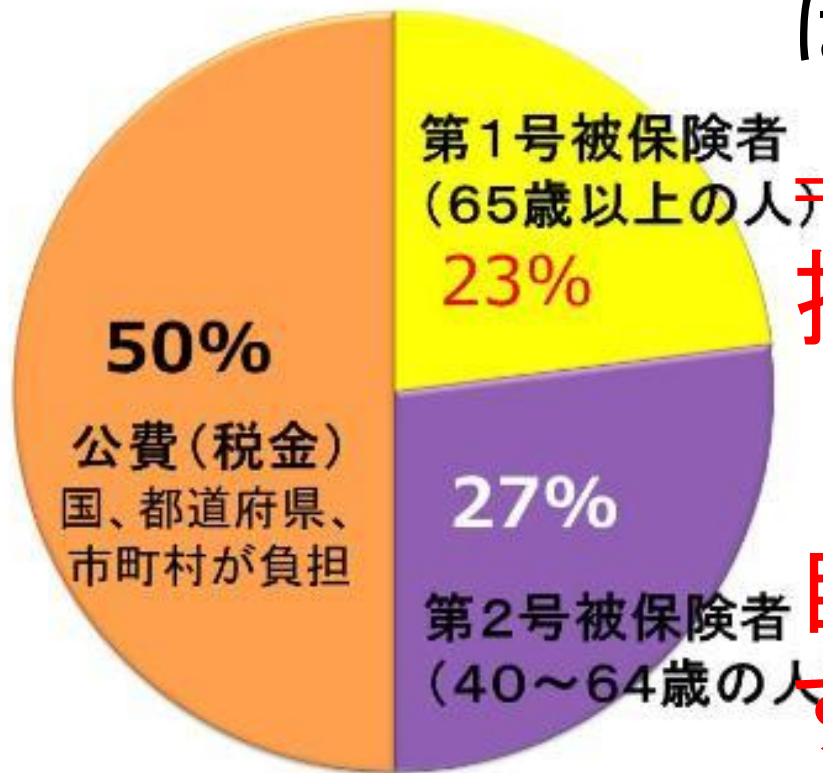
保険者名		第9期基準額（月額）
大阪府	大阪市	9,249
大阪府	守口市	8,970
大阪府	門真市	8,749
岩手県	西和賀町	8,100
青森県	七戸町	7,900
東京都	檜原村	
大阪府	松原市	
青森県	東北町	7,880

保険料基準額低額保険者

保険者名		第9期基準額（月額）
東京都	小笠原村	3,374
北海道	音威子府村	3,600
群馬県	草津町	
宮城県	大河原町	4,000
北海道	根室市	4,300
北海道	深川市	
北海道	登別市	
埼玉県	鳩山町	
千葉県	栄町	

介護保険制度の限界

介護保険の財源



「公費半分・保険料半分」ではもう**限界**

⇒ 解決策は「公費」投入以外ない！

国庫負担増を。当面自治体が財源投入をすべき！

各都道府県別加重平均高い順①

	第 8 期保険料	第 9 期保険料	伸び率
1大阪府	6,826	7,486	9.7%
2沖縄県	6,826	6,955	1.9%
3青森県	6,672	6,715	0.6%
4京都府	6,328	6,608	4.4%
5秋田県	6,487	6,565	1.2%
6和歌山県	6,541	6,539	0.0%
7徳島県	6,477	6,515	0.6%
8愛媛県	6,409	6,438	0.5%
9島根県	6,379	6,432	0.8%
10新潟県	6,302	6,412	1.7%

各都道府県別加重平均高い順②

		第 8 期保険料	第 9 期保険料	伸び率
11	岡山県	6,271	6,364	1.5%
12	石川県	6,349	6,354	0.1%
13	兵庫県	6,001	6,344	5.7%
14	神奈川県	6,028	6,340	5.2%
15	福島県	6,108	6,340	3.8%
16	富山県	6,301	6,327	0.4%
17	東京都	6,080	6,320	3.9%
18	三重県	6,174	6,295	2.0%
19	福岡県	6,078	6,295	3.6%
20	大分県	5,956	6,235	4.7%

各都道府県別加重平均高い順③

	第 8 期保険料	第 9 期保険料	伸び率
21福井県	6,242	6,223	-0.3%
22長崎県	6,254	6,222	-0.5%
23香川県	6,204	6,219	0.2%
24鳥取県	6,355	6,219	-2.1%
25鹿児島県	6,286	6,210	-1.2%
26群馬県	6,136	6,203	1.1%
27熊本県	6,240	6,190	-0.8%
28広島県	5,985	6,098	1.9%
29宮城県	5,939	6,098	2.7%
30岐阜県	5,931	6,094	2.8%

各都道府県別加重平均高い順④

		第 8 期保険料	第 9 期保険料	伸び率
31	岩手県	6,033	6,093	1.0%
32	山形県	6,110	6,058	-0.9%
33	宮崎県	5,955	6,038	1.4%
34	奈良県	5,851	6,034	3.1%
35	佐賀県	5,984	5,983	0.0%
36	滋賀県	6,127	5,979	-2.4%
37	愛知県	5,732	5,957	3.9%
38	埼玉県	5,481	5,922	8.0%
39	千葉県	5,385	5,885	9.3%
40	静岡県	5,681	5,810	2.3%

各都道府県別加重平均高い順⑤

		第 8 期保険料	第 9 期保険料	伸び率
41	高知県	5,814	5,809	-0.1%
42	栃木県	5,656	5,773	2.1%
43	山梨県	5,783	5,744	-0.7%
44	北海道	5,693	5,738	0.8%
45	長野県	5,623	5,647	0.4%
46	茨城県	5,485	5,609	2.3%
47	山口県	5,446	5,568	2.2%

茨城県市町村第9期保険料基準月額(高い順)

順位	保 険 者 名	第8期	第9期	伸び率	要介護認定率
1	北茨城市	4,950	6,700	35.4%	17.4%
2	河内町	6,512	6,400	-1.7%	19.0%
3	土浦市	5,800	6,150	6.0%	18.0%
4	茨城町	5,935	6,101	2.8%	16.5%
5	水戸市	6,100	6,100	0.0%	19.2%
	笠間市	5,700	6,100	7.0%	17.0%
	城里町	5,900	6,100	3.4%	18.0%
8	つくば市	6,050	6,050	0.0%	16.3%
9	下妻市	5,960	6,000	0.7%	15.9%
	ひたちなか市	5,500	6,000	9.1%	16.5%
	桜川市	6,000	6,000	0.0%	16.1%
	大子町	6,000	6,000	0.0%	17.9%
	五霞町	5,750	6,000	4.3%	14.0%
14	常総市	5,500	5,900	7.3%	15.4%
15	美浦村	5,300	5,800	9.4%	17.2%
	境町	5,800	5,800	0.0%	14.2%
17	常陸大宮市	5,810	5,780	-0.5%	17.9%
18	高萩市	5,725	5,725	0.0%	16.1%

茨城県市町村第9期保険料基準月額(高い順)

順位	保 険 者 名	第8期	第9期	伸び率	要介護認定率
19	龍ヶ崎市	5,130	5,715	11.4%	13.6%
20	古河市	5,500	5,700	3.6%	16.0%
21	石岡市	5,650	5,650	0.0%	16.7%
22	かすみがうら市	5,200	5,600	7.7%	16.8%
	行方市	5,600	5,600	0.0%	17.1%
	鉾田市	5,900	5,600	-5.1%	15.8%
	大洗町	5,600	5,600	0.0%	16.7%
	阿見町	5,350	5,600	4.7%	14.5%
	利根町	4,650	5,600	20.4%	14.2%
28	つくばみらい市	5,323	5,517	3.6%	14.7%
29	常陸太田市	5,290	5,440	2.8%	18.4%
30	稲敷市	5,400	5,400	0.0%	16.0%
	神栖市	5,400	5,400	0.0%	14.8%
32	坂東市	5,350	5,350	0.0%	15.2%
	小美玉市	5,350	5,350	0.0%	14.5%
34	八千代町	5,300	5,300	0.0%	14.1%
35	那珂市	5,280	5,280	0.0%	15.6%
36	鹿嶋市	5,000	5,200	4.0%	14.2%

茨城県市町村第9期保険料基準月額(高い順)

順位	保 険 者 名	第8期	第9期	伸び率	要介護認定率
37	日立市	5,150	5,150	0.0%	17.2%
38	取手市	5,000	5,000	0.0%	15.4%
	牛久市	5,000	5,000	0.0%	14.3%
40	東海村	5,000	5,000	0.0%	16.3%
41	潮来市	4,950	4,950	0.0%	15.4%
42	守谷市	4,800	4,800	0.0%	13.2%
	筑西市	5,400	4,800	-11.1%	14.6%
44	結城市	4,600	4,600	0.0%	12.6%

介護保険財政 のしくみ

介護保険の財源構成と規模

保険料 50%

公 費 50%

第1号保険料
【65歳以上】
23% (3.0兆円)

・第1号・第2号保険料の割合は、
介護保険事業計画期間(3年)
ごとに、人口で按分

第2号保険料
【40～64歳】
27% (3.6兆円)

・第2号保険料の公費負担(0.4兆円)
国保(国:0.3兆円 都道府県:0.1兆円)

平成27年度から保険料の低
所得者軽減強化に別枠公費
負担の充当を行い、この部分
が公費(国・都道府県・市町
村)となる

国庫負担金【調整交付金】
5% (0.7兆円)

第1号被保険者に占める75歳以上の
高齢者の割合、所得段階別の割合等
に応じて調整交付

国庫負担金【定率分】
20% (2.4兆円)

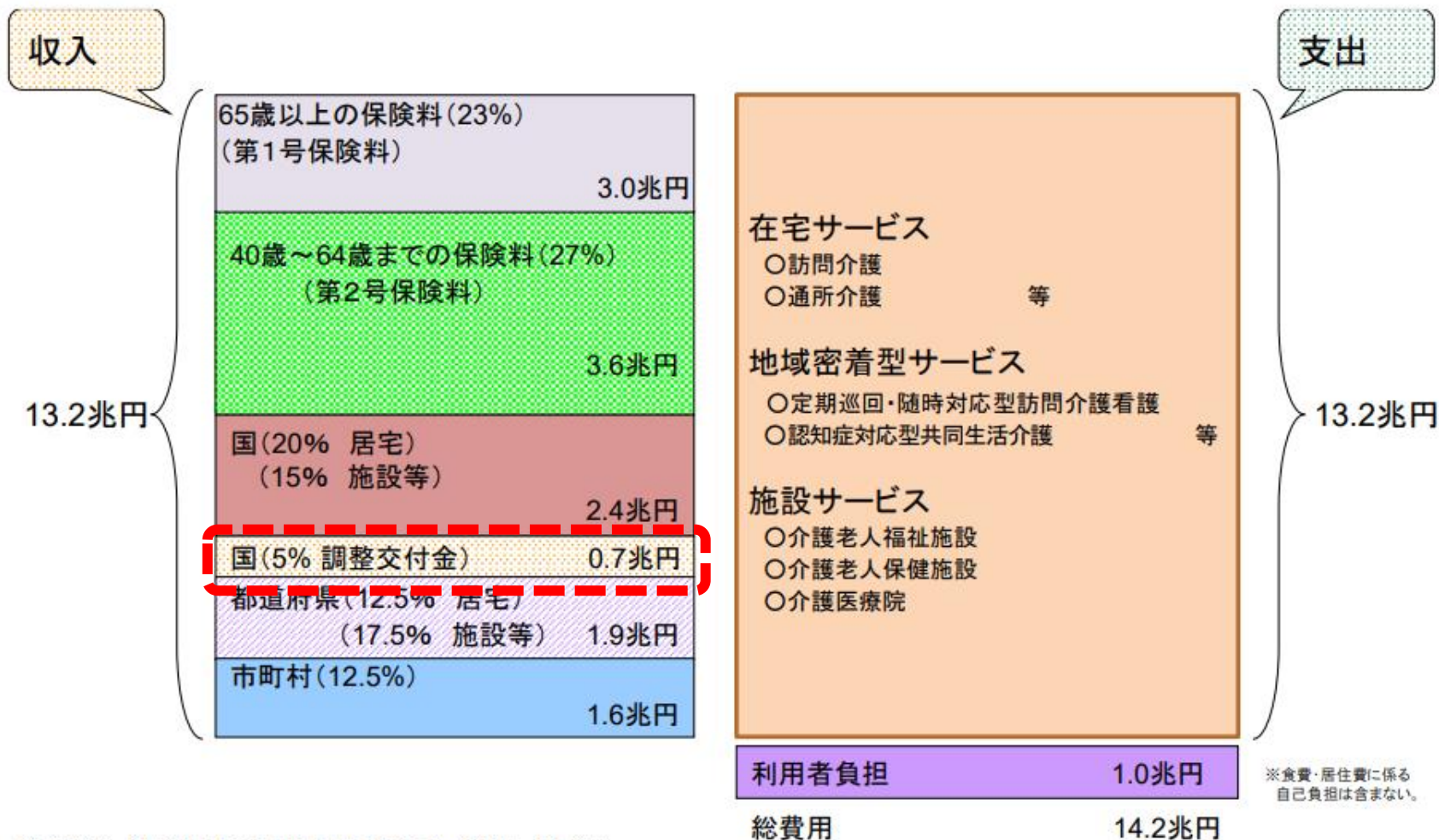
・施設の給付費の負担割合
国庫負担金(定率分) 15%
都道府県負担金 17.5%

都道府県負担金
12.5% (1.9兆円)

市町村負担金
12.5% (1.6兆円)

※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

介護保険財政の全体像（令和6年度予算ベース）



※ 数字は、それぞれにおいて四捨五入しているため、合計に一致しない。

※ 第1号保険料は、令和6年度の給付費に充てられる額を計上。

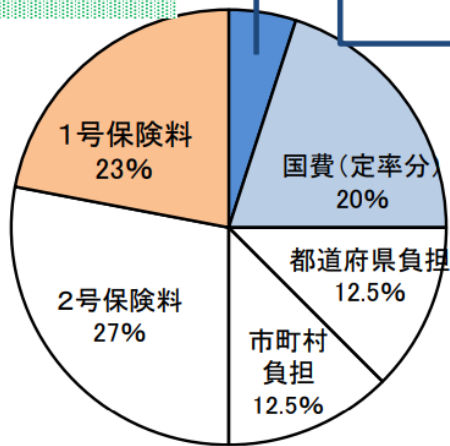
※ 第2号保険料(介護納付金)は、この他に精算分として、▲601億円(国庫負担(再掲)▲498億円、都道府県負担(再掲)▲102億円)がある。

調整交付金

国庫負担金25%のうち5%分を用いて、市町村間の「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を財政調整している。これにより、市町村の責によらない、市町村間の財政力の差を解消。

給付費全体

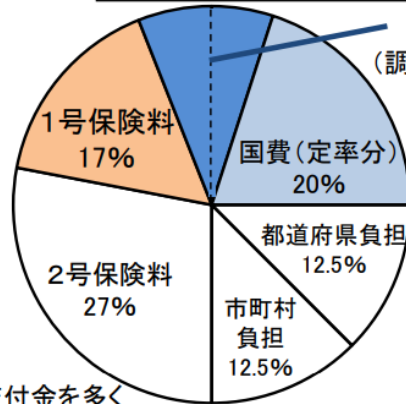
国費(調整交付金)
5%



A町

後期高齢者が多い
低所得の高齢者が多い

国費
(調整交付金)
11%

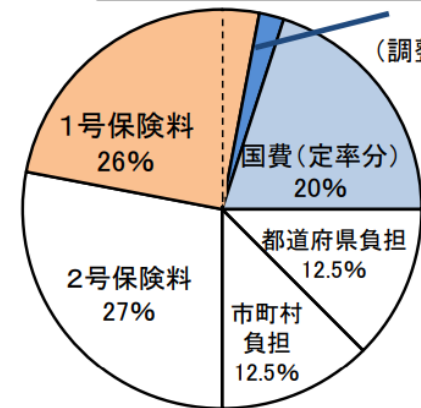


※調整交付金を多く

B市

後期高齢者が少ない
低所得の高齢者が少ない

国費
(調整交付金)
2%



調整基準標準給付費額

×

市町村ごとの
普通調整交付金交付割合

×

(注)
調整率

=

交付額

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額とのかい離を調整する割合

調整交付金増減分は 65歳以上の保険料で調整

標準モデル 第9期

40歳～64歳 27%	65歳以上 <u>23%</u>	調整 交付 金 5%	国庫負 担金 20%	県 12.5 %	市町 村 12.5 %
----------------	---------------------	---------------------	------------------	----------------	----------------------

H市 第9期見込み

調整交付金1. 27%

40歳～64歳 27%	65歳以上 <u>26. 73%</u>		国庫負 担金 20%	県 12.5 %	市町 村 12.5 %
----------------	-------------------------	--	------------------	----------------	----------------------

自治体(市町村)の会計

■一般会計:

地方公共団体において市民サービスの提供を始めとする、行政運営の基本的な経費を計上している会計。

■特別会計:

特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられる会計

介護保険事業特別会計

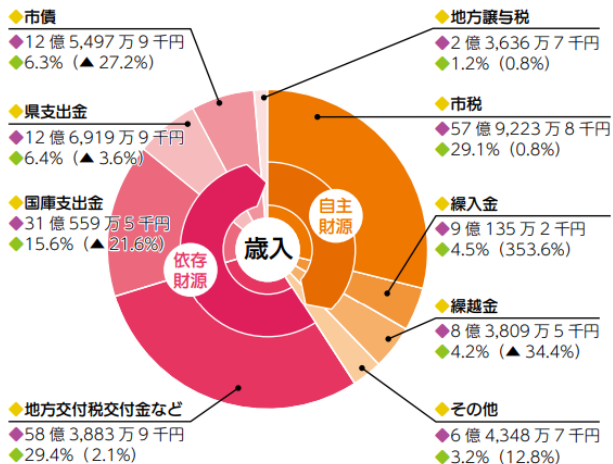
介護保険法 第3条

市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、**介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。**

一般会計歳入 総額 198 億 8,015 万 1 千円

一般会計歳出 総額 190 億 7,208 万 9 千円

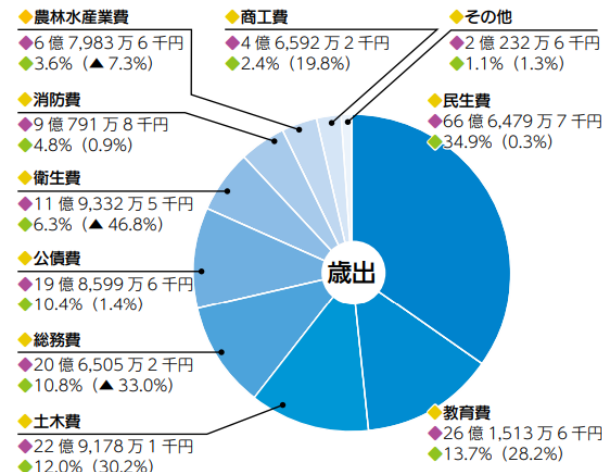


歳入決算額は、前年度(令和4年度)と比べて **8 億 6,507 万 2 千円(4.2%)の減**となりました。

収入減の主な理由として、繰越金では前年度決算の剰余金の減、市債では臨時財政対策債の発行可能額の減が挙げられます。

歳出決算額は、前年度と比べて **8 億 3,504 万 円(4.2%)の減**となりました。

支出減の主な理由として、前年度には、衛生費では旧新治地方広域事務組合施設の解体、総務費では土地購入(複合交流拠点施設用地⇒病院施設用地)があったことが挙げられます。また、教育費は下稲吉中学校屋内運動場の整備により増となりました。



特別会計 歳入・歳出の状況

会計名	歳入 (増減率)	歳出 (増減率)	歳入歳出差引額
国民健康保険	41 億 7,991 万 2 千円 (−3.8%)	41 億 7,182 万 7 千円 (−3.2%)	808 万 5 千円
後期高齢者医療	10 億 6,252 万 5 千円 (7.4%)	10 億 3,222 万円 (5.6%)	3,030 万 5 千円
介護保険	38 億 5,135 万 5 千円 (5.1%)	37 億 9,493 万 8 千円 (5.9%)	5,641 万 7 千円

- 国民健康保険特別会計は、被保険者の減少に関連し歳入・歳出ともに **減** となっています。
- 後期高齢者医療特別会計は、医療費の増加に関連し歳入・歳出ともに **増** となっています。
- 介護保険特別会計は、各種サービスの利用人数、利用回数の増加による保険給付費の増加に関連し歳入・歳出ともに **増** となっています。



かすみがうら市
令和5年度決算
一般会計・特別会計

介護保険会計の収入

保険料以外は決まった比率分収入が毎年度ある

介護保険財政の仕組み 第9期(居宅サービスの場合)

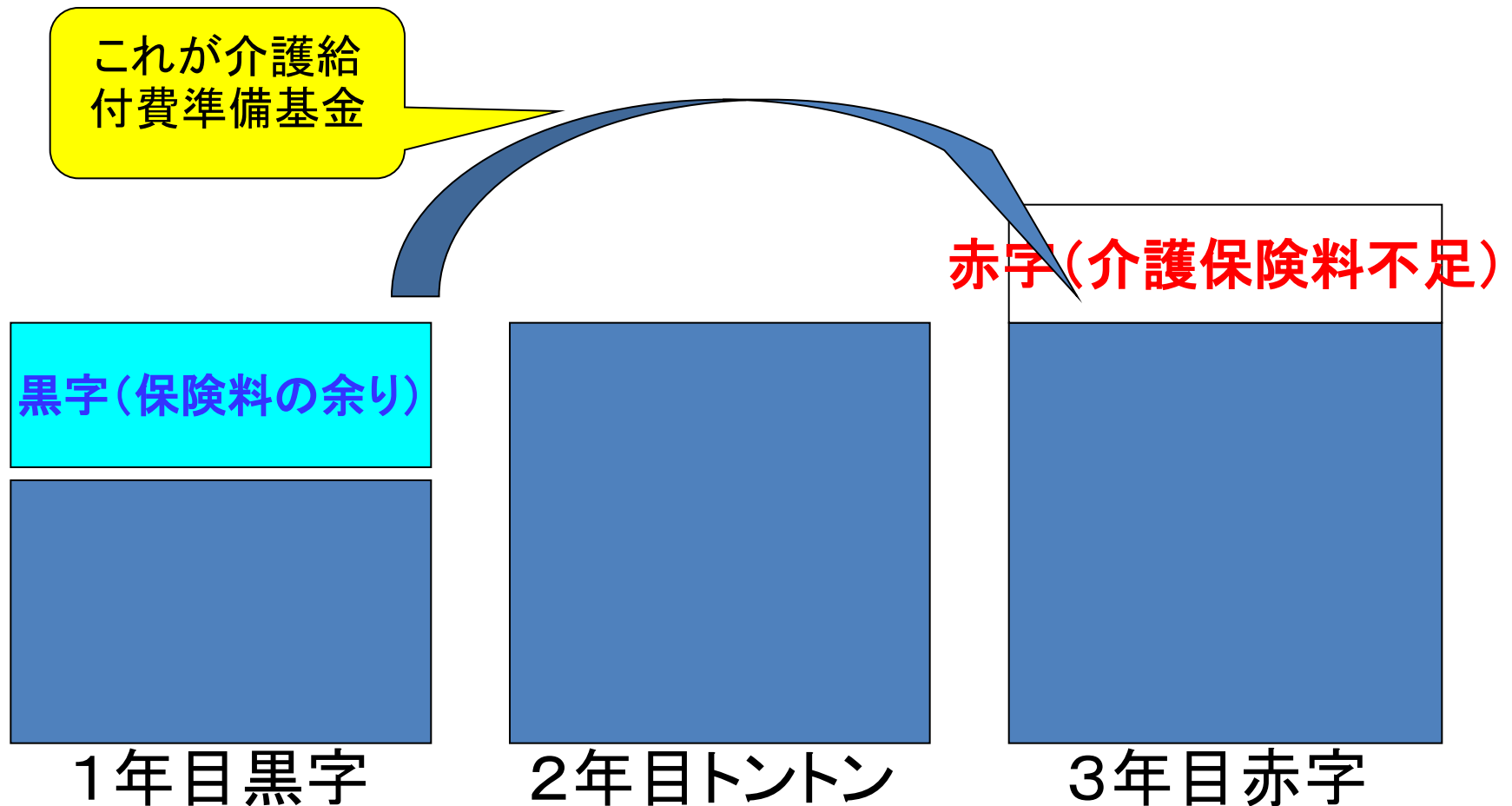
65歳以上 保険料 (23%)	40歳～64歳 保険料 27%	調整 交付 金 (5 %)	国庫負 担金 20%	府 12.5 %	市 12.5 %
-----------------------	-----------------------	---------------------------	------------------	----------------	----------------

3年間繰り越して調整する
(=準備基金)

- 給付費等に対し決まった比率で負担
- 単年度で精算し繰り越さない

中期財政運営(3年ごと)

余った介護保険料は翌年以降の給付費へ



貯金も借金も調整は介護保険料で

保険料が余った時

次の3年間に繰り入れて保険料を抑制する

市町村介護給付費準備基金

保険料が不足したとき

足りない分を都道府県に設置された基金から借金し、
返済は次の3年間の保険料で返済する

都道府県財政安定化基金 借入金・償還金

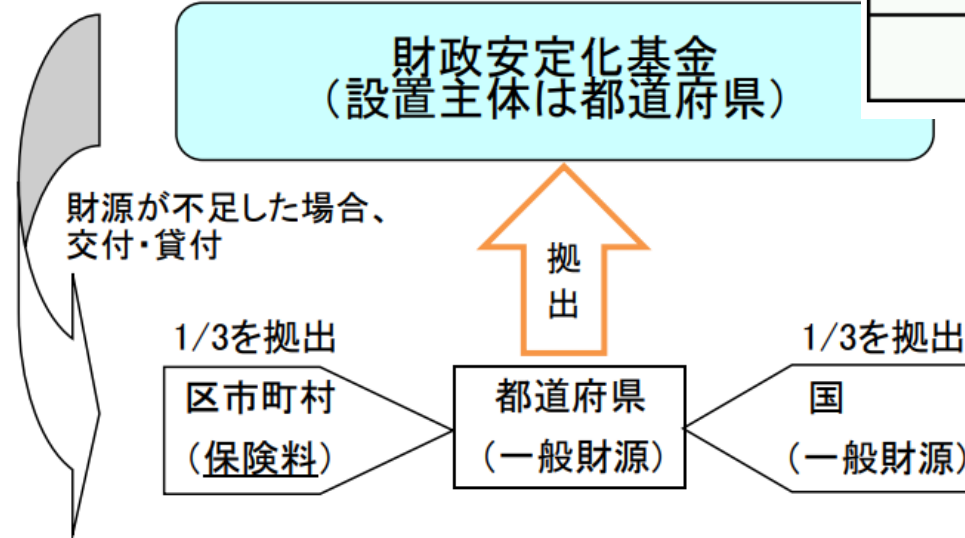
都道府県財政安定化基金とは

○ 財政安定化基金の目的 (介護保険法第147条)

市町村が通常の実力を行ってもなお生じる ①保険料収納率等の悪化 ②給付費の見込みを上回る増大等 により介護保険財政の赤字が生じる場合に、交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化を図ることを目的として、都道府県に介護保険財政安定化基金を設置

※ 保険料の収納不足による財源不足については交付事業(交付率1/2)、それ以外の財源不足は貸付事業で対応

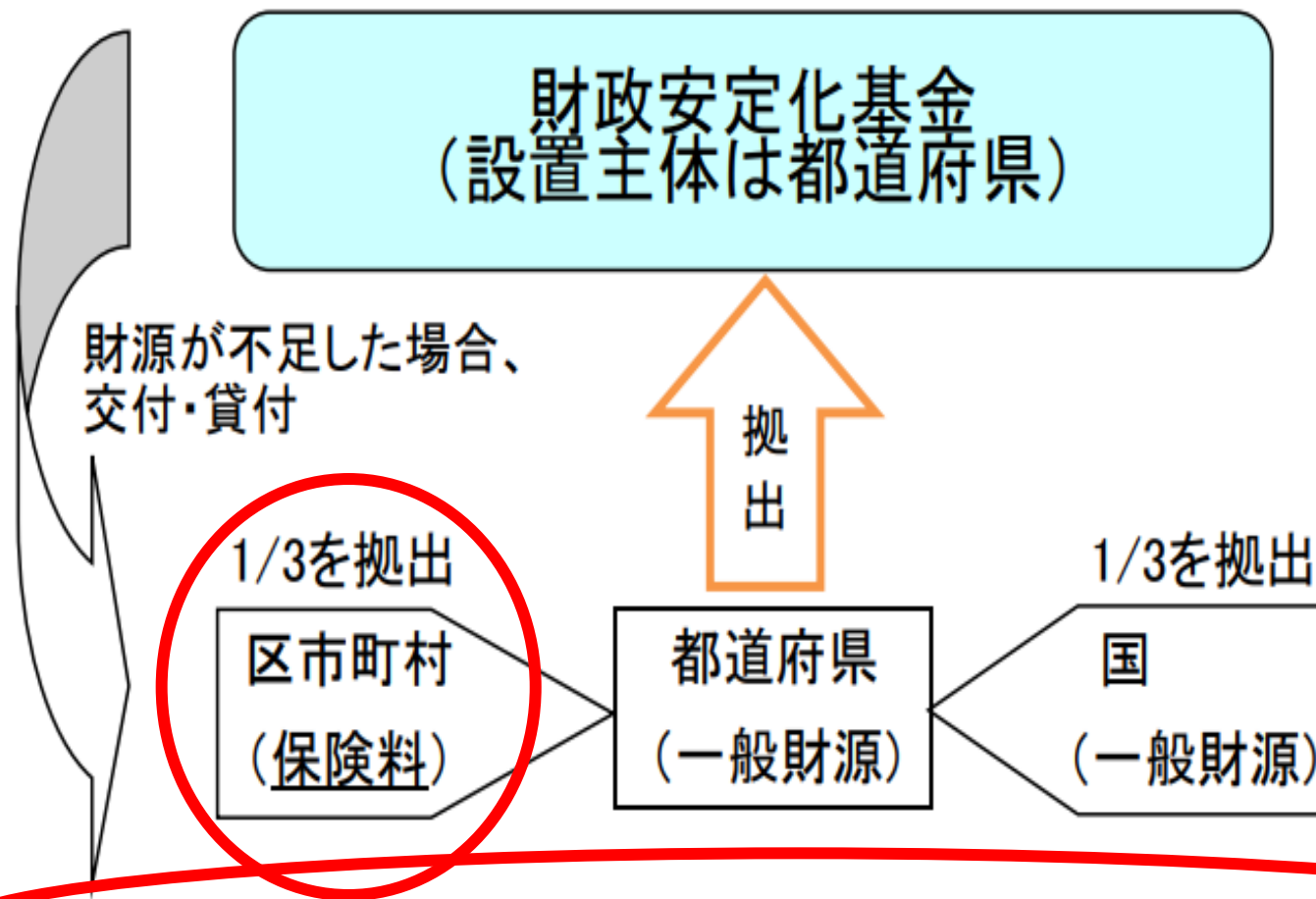
○ 財政安定化基金のしくみ



※ 借入金の償還は、次期計画期間において行う (償還財源は保険料)。

		保険料収納不足分	給付費増分
収入	交付	貸付	貸付
支出			

○ 財政安定化基金のしくみ



※ 借入金の償還は、次期計画期間において行う（償還財源は保険料）。

基金残高発生＝保険料が高すぎた

3年間で過不足のない保険料設定が原則

介護保険法では、市町村に介護保険事業に要する費用に充てるために保険料を徴収することを義務付け（法第129条第1項）

市町村が定める保険料は「おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」（介護保険法第129条第3項）とされている。

「財政の均衡」＝歳入・歳出が3年間で均衡するという原則

介護保険料が3年間で「余る」という事態
⇒保険料設定が高すぎたということ

介護給付費準備基金の性格

「市町村は、介護保険に係る歳入及び歳出について特別会計を設けることとなっている。介護保険は、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合って設定するという**中期財政運営方式**を採用しており、**介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずる**ことが想定されていて、この剰余金を管理するために市町村は介護給付費準備基金（以下「準備基金」という。）を設けることができるとされている。

そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の**最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩す**ことが基本的な考え方となっている。」

（国会及び内閣に対する報告（随時報告）|会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書 平成20年5月）

介護保険料の余りを積み立てる「基金」（介護給付費準備基金）は、永続的なものでなく、3年間の計画期間における剰余金を管理するためのものであり、最終年度の残額は次期保険料を見込むに当たり取り崩すことを「基本的な考え方」としている。

基金取崩しの考え方

- ・当該基金は、3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために設けられているものであること、
- ・介護保険制度においては、計画期間内に給付に必要な保険料については各計画期間内における保険料で賄うことを原則とし、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸付等を受けることができること、
- ・被保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること

等から、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものである。

(平成20年12月25日厚生労働省老健局介護保険課資料)

取りすぎた保険料＝基金残高

取崩し次の3年間の保険料を抑えるのが原則

○結果的に3年間とり過ぎた保険料は、その期の被保険者に還元(返還)すべき性格

○技術的に困難であるので、次の3年間の歳入に回してその分の介護保険料を引き下げる

⇒基金の取崩しによる次期保険料抑制

「およそ保険料が介護保険事業に要する費用に充てるために徴収されるもの(法第129条第1項)である以上、当該積立金の一部でも歳入として繰り入れることなく保険料率を改定する場合は、その金額と必要性を明らかにして被保険者の理解を得るべき」

(平成21年度大阪市介護保険料賦課決定に対する不服審査請求の裁決)

一部の市町村で貯め込み常態化

○一部の市町村では、保険料が余っても次期計画に繰入れず基金として貯め込み続けるということが常態化。

○厚生労働省もその姿勢を後退

「介護給付費準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方である」「介護給付費準備基金の適正な水準は保険者が決定するもの」と市町村が基金を貯めこむことも容認するような表現に変えた。（平成29年7月3日全国介護保険担当課長会議資料）

全国市町村の介護保険は「黒字」

全国の基金残高合計は、第5期末(2014年度)に3024億4683万円で介護保険事業の歳入額と比較して3.1%だった基金残高が第7期末(2020年度)には7947億8111万円歳入額比で6.9%と2倍以上に積み上がっている。

介護給付費準備基金の状況

(単位：千円)

年度 事業計画の期	準備基金残高 合計	歳入額合計	基金残 高／歳 入額	保険 者数	基金保 有保険 者数	基金保有 保険者の 割合
2002年度 第1期末	194,395,947	5,047,969,472	3.90%	2863	2089	73.0%
2005年度 第2期末	166,256,523	6,231,256,607	2.70%	1681	1401	83.3%
2008年度 第3期末	404,964,779	7,235,052,075	5.60%	1646	1534	93.2%
2011年度 第4期末	284,815,391	8,209,330,308	3.50%	1580	1452	91.9%
2014年度 第5期末	302,446,832	9,614,155,369	3.10%	1579	1428	90.4%
2017年度 第6期末	578,642,406	10,688,936,902	5.40%	1578	1467	93.0%
2020年度 第7期末	794,781,115	11,558,427,862	6.90%	1571	1442	91.8%
2022年度第8期2年目	1,019,867,579	11,998,835,261	8.50%	1571	1527	97.1%

保険料引上げをけしかける厚生労働省

○2023年7月31日の全国介護保険担当課長会議で保険料改定について説明した厚生労働省老健局の介護保険計画課長は、基金残高が少ない市町村に対し「第9期の保険料設定にあたっては、足下の物価・賃金動向等を踏まえた余裕を持った保険料設定を検討」するようにお願いするとして、保険料引上げをけしかけるような発言を行っている。

○介護保険法の趣旨を踏まえて「基金は次期保険料抑制に活用すべき」としてきた厚生労働省の従来の説明を180度転換させ、基金の少ない保険者は「余裕を持った保険料設定」をして保険料を余らせ貯めこむことを奨励するような発言は撤回すべき。

全国介護保険担当課長会議(2023年7月31日)

厚生労働省老健局 日野力介護保険計画課長 説明

なお、介護保険制度が施行されまして20年が経ちますけれども、これまで物価・賃金が上がらない中で制度が運営をされてきましたが、足下で物価・賃金の上昇という動きが顕著になってきているところがございます。そういった状況の中で安定的な制度運営の重要性が高まっているところがございます。

各保険者におきましては毎年の保険給付に充てられなかった1号保険料の残余を準備基金に積み立てたり繰越金として処理をしているというふうに思います。けれども、**基金の残高と繰越金の合計額が少ない保険者におかれましては、第9期の保険料設定にあたっては、足下の物価・賃金動向等を踏まえた余裕を持った保険料設定を検討いただくようお願いしたい**というふうに思います。

一方で、基金残高と繰越金が相当積み上がっている保険者におかれましては第9期の保険料上昇の抑制に充当するなど適切な保険料設定をご検討いただければというふうに思っております。

「赤字」で都道府県から借金する市町村は減少

財政安定化基金の貸付状況を各計画期間末年度ごとに見ていくと、第1期末(2002年度)は735保険者、403億7千万円、第2期末(2005年度)は、423保険者、391億8千300万円にのぼったものの、それ以降は貸し付けを受ける保険者は減少し、第8期末(2023年度)では3保険者2億6千600万円にまで減少している。

財政安定化基金貸付状況（各計画期間末年度末累計）

年度 期	保険者数	貸付を受けた 保険者数	貸付保険者割 合(%)	貸付額(単位: 百万円)
2002年度 第1期末	2863	735	25.6%	403億70
2005年度 第2期末	1681	423	25.2%	391億83
2008年度 第3期末	1646	57	3.5%	22億00
2011年度 第4期末	1580	138	8.7%	98億14
2014年度 第5期末	1579	125	7.9%	75億69
2017年度 第6期末	1578	23	1.5%	5億51
2020年度 第7期末	1571	8	0.5%	2億28
2023年度 第8期末	1571	3	0.2%	2億66

かすみがうら市の 保険料問題

介護保険料の決め方(イメージ)

介護サービス費用等の総額 × **23%**

65歳以上の人口(第1号被保険者数)

第1号被保険者負担分 (標準給付費＋地域支援事業費) × 23%

＋ 調整交付金相当額－調整交付金見込額

－ 準備基金取崩額

＋ 市町村特別給付費等

－ 保険者機能強化推進交付金等見込額

＝ 保険料収納必要額

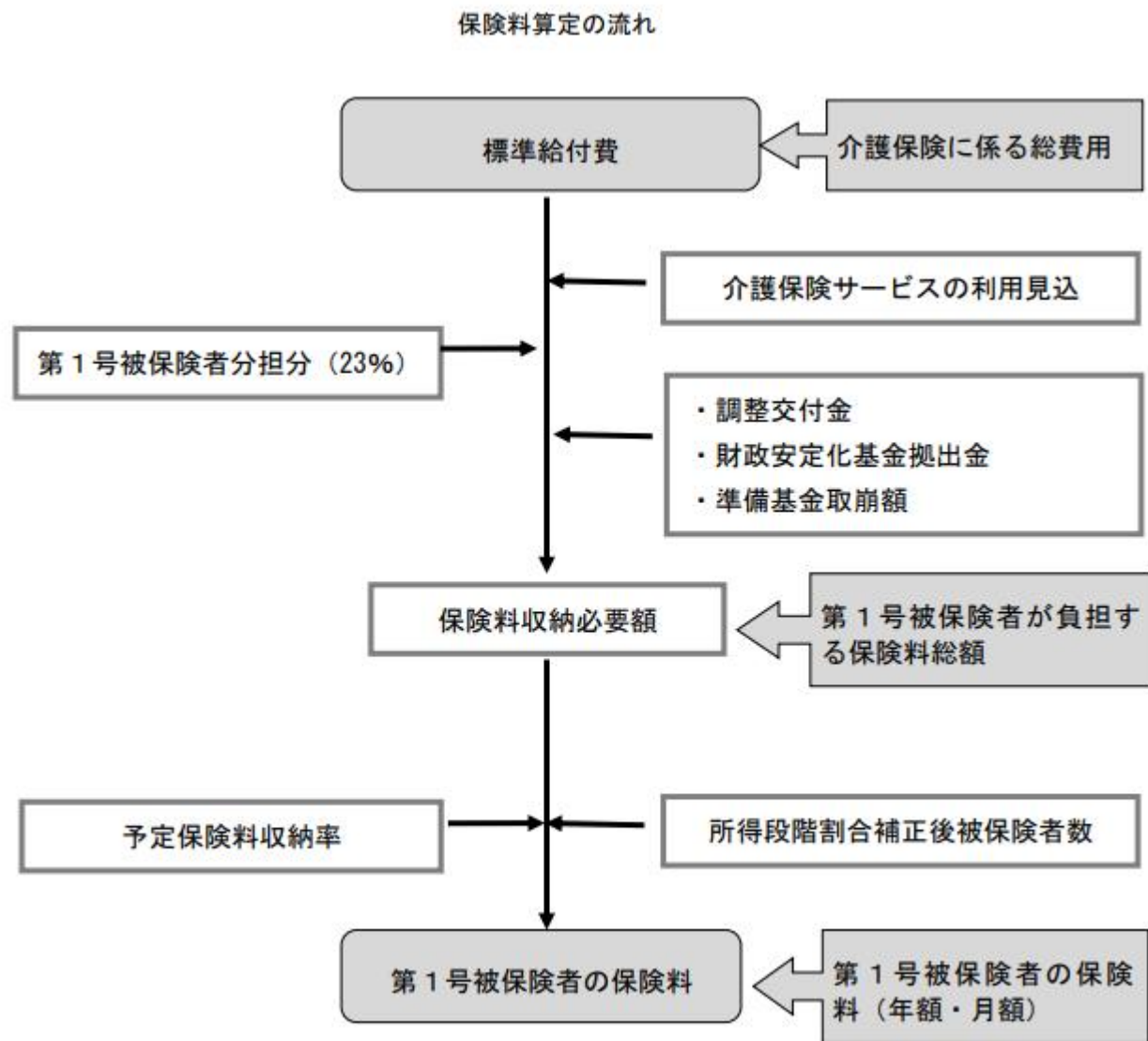
保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数
＝ 保険料基準額 (年額)

保険料算定の実際(かすみがうら市)

介護保険料算定の流れ

第1号被保険者の保険料の算定は、介護保険事業費の見込みで示した総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス等給付費、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費、さらに地域支援事業を加えた総費用額のうち第1号被保険者が負担する分(23%)について、調整交付金や保険料収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。



保険料算定の実際

(かすみがうら市)

第1号被保険者保険料

③ = (① + ②) × 23%
介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金、市町村特別給付費、財政安定化基金償還、保健福祉事業に要する費用等から構成されます。令和6～8年度のこれら必要となる費用及び財源から算定した本市の保険料基準額は、年額 67,200 円 (月額 5,600 円) となります。

⑨ = ③ + ④ - ⑤ - ⑥ + ⑦ - ⑧

⑫ = ⑨ ÷ ⑩ ÷ ⑪

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合計	
第 1 号被保険者数	人	13, 060	13, 066	13, 060	39, 186	
前期（65～74 歳）	人	5, 998	5, 680	5, 440	17, 118	
後期（75歳～）	人	7, 062	7, 386	7, 620	22, 068	
所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	13, 449	13, 454	13, 449	40, 352	⑪
標準給付費見込額	千円	3, 550, 937	3, 603, 952	3, 653, 381	10, 808, 270	①
地域支援事業費	千円	141, 706	141, 706	141, 706	425, 119	②
第 1 号被保険者負担分相当額	千円	849, 308	861, 501	872, 870	2, 583, 679	③
調整交付金相当額	千円	179, 840	182, 491	184, 962	547, 294	④
調整交付金見込交付割合	%	2. 13	2. 21	2. 48		
後期高齢者加入割合補正係数	-	1. 0911	1. 0878	1. 0766		
所得段階別加入割合補正係数	-	1. 0307	1. 0309	1. 0307		
調整交付金見込額	千円	76, 612	80, 661	91, 741	249, 014	⑤
財政安定化基金拠出金見込額	千円	0	0	0	0	
財政安定化基金拠出率	%	0. 00				
財政安定化基金償還金	円	0	0	0	0	
準備基金の残高（令和 5 年度末の見込額）	千円				277, 351	
準備基金取崩額	千円				270, 000	⑥
審査支払手数料一件あたり単価	円	57	57	57		
審査支払手数料支払件数	件	45, 591	46, 608	47, 076	139, 275	
審査支払手数料差引額	千円	0	0	0	0	
市町村特別給付費等	千円	20, 054	20, 501	20, 707	61, 261	⑦
市町村相互財政安定化事業負担額	千円				0	⑧
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	千円				15, 000	⑨
保険料収納必要額	千円				2, 658, 221	⑩
予定保険料収納率	%	98. 000				
保険料の基準額						
年額	円				67, 200	⑫
月額	円				5, 600	

※単位未満は四捨五入により端数処理を行っているため、合計が一致しない場合があります

保険料算定の実際(かすみがうら市)

修正案

$$\textcircled{3} = (\textcircled{1} + \textcircled{2}) \times 23\%$$

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
第1号被保険者数	人	13,060	13,066	13,060	39,186	
前期（65～74歳）	人	5,998	5,680	5,440	17,118	
後期（75歳～）	人	7,062	7,386	7,620	22,068	
所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	13,449	13,454	13,449	40,352	⑪
標準給付費見込額	千円	3,557,395	3,697,803	3,843,858	11,099,056	①
地域支援事業費	千円	122,284	122,284	122,284	366,852	②
第1号被保険者負担分相当額	千円	846,326	878,620	912,213	2,637,159	③
④ 調整交付金相当額	千円	179,849	186,869	194,172	560,890	
調整交付金見込交付割合	%	1.89	1.97	1.97		
後期高齢者加入割合補正係数	-	1.1070	1.1036	1.1036		
所得段階別加入割合補正係数	-	1.0256	1.0256	1.0256		
⑤ 調整交付金見込額	千円	67,959	73,665	76,581	218,205	
財政安定化基金拠出金見込額	千円	0	0	0	0	
財政安定化基金拠出率	%	0.00				
財政安定化基金償還金	円	0	0	0	0	
準備基金の残高（令和5年度末の額）	千円				115,489	
⑥ 準備基金取崩額	千円				115,489	
審査支払手数料一件あたり単価	円	57	57	57		
審査支払手数料支払件数	件	46,807	48,667	50,596	146,070	
審査支払手数料差引額	千円	0	0	0	0	
⑦ 市町村特別給付費等	千円	21,426	22,651	23,834	67,911	
⑧ 市町村相互財政安定化事業負担額	千円				0	
⑨ 保険者機能強化推進交付金等の交付金見込額	千円				19,218	
保険料収納必要額	千円				2,913,048	
⑩ 決定保険料収納率	%	98.500				
保険料の基準額						
年額	円				73,200	⑫
月額	円				6,100	

$$\textcircled{9} = \textcircled{3} + \textcircled{4} - \textcircled{5} - \textcircled{6} + \textcircled{7} - \textcircled{8}$$

$$\textcircled{12} = \textcircled{9} \div \textcircled{10} \div \textcircled{11}$$

※単位未満は四捨五入により端数処理を行っているため、合計が一致しない場合があります。

第1号被保険者負担分（標準給付費＋地域支援事業費）×23%

2,583,679千円 = (10,808,270千円 + 425,119千円) × 23%

＋ 調整交付金相当額－調整交付金見込額 298,280千円
547,294千円 － 249,014千円

－ 準備基金取崩額 270,000千円

＋ 市町村特別給付費等 61,261千円

－ 保険者機能強化推進交付金等見込額 15,000千円

= 保険料収納必要額 2,658,221千円

保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 98.000%

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 40,352人

= 保険料基準額（年額） 67,200円

第1号被保険者負担分（標準給付費＋地域支援事業費）×23%

2,637,159千円 = (11,099,056千円 + 366,852千円) × 23%

+ 調整交付金相当額－調整交付金見込額 342,685千円
560,890千円 － 218,205千円

－ 準備基金取崩額 115,489千円

+ 市町村特別給付費等 67,911千円

－ 保険者機能強化推進交付金等見込額 19,218千円

= 保険料収納必要額 2,913,048千円

保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 98.500%

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 40,352人

= 保険料基準額（年額） **73,200円**

かすみがうら市の「修正」

「理由」

- ①基金残高の減少
- ②給付見込違い
- ③国県返還金失念
- ④還付未済

※通常は考えられない事態

⇒ズサンとミス複合

■所得段階別負担割合と保険料

所得段階	対象者		負担割合	年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} の受給者で、世帯全員が住民税非課税の方		基準額× 0.285	19,150円
	世帯全員が	80万円以下の方		
第2段階	住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額 ^{※2} の合計が	80万円超 120万円以下の方	基準額× 0.485	32,590円
第3段階		120万円超の方	基準額× 0.685	46,030円
第4段階	世帯の誰かに住民税が 課税されているが、 本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額× 0.9	60,400円
第5段階		80万円超の方	基準額× 1.0	67,200円 (基準額)
第6段階	本人が 住民税課税で 前年の 合計所得金額が	120万円未満の方	基準額× 1.2	80,600円
第7段階		120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.3	87,300円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.5	100,800円
第9段階		320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.7	114,200円
第10段階		420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.9	127,600円
第11段階		520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.1	141,100円
第12段階		620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.3	154,500円
第13段階		720万円以上の方	基準額× 2.4	161,200円

■所得段階別負担割合と保険料

所得段階	対象者		負担割合	年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} の受給者で、世帯全員が住民税非課税の方		基準額× 0.285	20,860円
	世帯全員が	80万円以下の方		
第2段階	住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額 ^{※2} の合計が	80万円超 120万円以下の方	基準額× 0.485	35,500円
第3段階		120万円超の方	基準額× 0.685	50,140円
第4段階	世帯の誰かに住民税が 課税されているが、 本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額× 0.9	65,800円
第5段階		80万円超の方	基準額× 1.0	73,200円 (基準額)
第6段階	本人が 住民税課税で 前年の 合計所得金額が	120万円未満の方	基準額× 1.2	87,800円
第7段階		120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.3	95,100円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.5	109,800円
第9段階		320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.7	124,400円
第10段階		420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.9	139,000円
第11段階		520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.1	153,700円
第12段階		620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.3	168,300円
第13段階		720万円以上の方	基準額× 2.4	175,600円

改定前

（３）給付費の推計

保険料算定の基礎となる令和6年度から令和8年度までの事業費の見込み（各サービス見込み量にサービス単価を掛け合わせた給付費）は次表のとおりとなります。

■介護給付（要介護1～5）

単位：千円

区 分	第9期計画（見込量）			第11期	第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
（１）居宅サービス					
訪問介護	104,977	107,643	109,559	116,794	128,782
訪問入浴介護	20,045	21,423	22,847	25,593	28,918
訪問看護	54,980	55,440	57,316	60,886	67,468
訪問リハビリテーション	12,606	12,907	13,576	15,272	16,585
居宅療養管理指導	12,094	12,233	12,559	13,577	14,903
通所介護	254,810	260,148	268,682	300,419	337,759
通所リハビリテーション	192,207	195,727	200,757	215,564	235,370
短期入所生活介護	217,950	224,162	233,556	257,061	286,534
短期療養生活介護（老健）	1,747	1,749	1,749	1,749	1,749
短期療養生活介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期療養生活介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	96,771	99,859	101,438	103,213	115,868
特定福祉用具購入費	2,221	2,221	2,566	2,083	2,083
住宅改修費	6,784	6,784	6,784	4,822	4,822
特定施設入居者生活介護	39,912	42,122	44,282	53,302	58,129
（２）地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	7,935	7,945	7,945	10,170	10,170
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	388,739	398,321	398,321	440,724	486,953
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,298	3,302	3,302	3,302	3,302
看護小規模多機能型居宅介護	61,998	66,320	70,563	70,563	70,563
地域密着型通所介護	115,841	116,684	119,459	133,777	143,783
（３）施設サービス					
介護老人福祉施設	919,707	920,871	920,871	970,574	1,028,818
介護老人保健施設	522,299	522,960	522,960	545,616	580,597
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0		
（４）居宅介護支援	162,702	165,572	169,235	180,222	192,884
合計	3,199,623	3,244,393	3,288,327	3,525,283	3,816,040

※給付費の各数値は小数点以下の端数を含んでおり、合計が一致しない場合があります。

改定後

（３）給付費の推計

保険料算定の基礎となる令和6年度から令和8年度までの事業費の見込み（各サービス見込み量にサービス単価を掛け合わせた給付費）は次表のとおりとなります。

■介護給付（要介護1～5）

単位：千円

区 分	第9期計画（見込量）			第11期	第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
（１）居宅サービス					
訪問介護	158,803	165,956	173,193	184,630	203,581
訪問入浴介護	20,011	20,913	21,825	24,448	27,624
訪問看護	70,101	73,259	76,453	81,215	89,995
訪問リハビリテーション	6,655	6,954	7,258	8,165	8,867
居宅療養管理指導	18,703	19,545	20,398	22,051	24,205
通所介護	237,660	248,366	259,196	289,813	325,834
通所リハビリテーション	158,116	165,238	172,443	185,162	202,174
短期入所生活介護	204,693	213,913	223,241	245,708	273,879
短期療養生活介護（老健）	12,125	12,671	13,224	13,224	13,224
短期療養生活介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期療養生活介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	102,157	106,759	111,414	113,364	127,263
特定福祉用具購入費	5,083	5,311	5,543	4,500	4,500
住宅改修費	11,447	11,963	12,485	8,874	8,874
特定施設入居者生活介護	51,893	54,231	56,595	68,123	74,292
（２）地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	15,054	15,732	16,418	21,016	21,016
小規模多機能型居宅介護	30,704	32,087	33,486	39,172	51,332
認知症対応型共同生活介護	377,379	394,381	411,577	455,391	503,159
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	113,129	118,225	123,380	138,168	148,502
（３）施設サービス					
介護老人福祉施設	890,985	931,124	971,724	1,024,172	1,085,632
介護老人保健施設	583,424	609,707	636,292	663,858	706,420
介護医療院	35,359	36,951	38,563	55,663	80,347
介護療養型医療施設	0	0	0		
（４）居宅介護支援	165,346	172,794	180,329	192,036	205,528
合計	3,268,827	3,416,080	3,565,037	3,838,753	4,186,248

※給付費の各数値は小数点以下の端数を含んでおり、合計が一致しない場合があります。

対応の問題点

- ①ミスとずさんな行政運営を安易に高齢者負担に転嫁
- ②給付見込は「過大」、大ブレ
- ③介護保険の中期財政運営の原則を無視
- ③制度的に保障された「安定化基金」を使わない
- ④基金を残したい意

いそが
ネ、ネ、ネ

基金の取崩し、積立の過去

計画(取崩見込)

実際

第7期

(2018

~20年度)

1億5千万円

取崩: 74万円

積立: 1億5207万円

第8期

(2021

~23年度)

3億円

取崩: 2億6784万円

積立: 6,614万円

第8期末 残高

1億1,549万円

介護保険特別会計決算(見込)額

R7.8の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金は、過去の給付費と収入済額の比率での見込(R3～5の3ヵ年平均値)

(単位:千円)

年度	歳入総額 A			歳出総額 B		歳入歳出差引 A-B C	基金残高 前年度残高-D+F
		うち基金繰入金 D	うち県基金借入金 E		うち基金積立金 F		
R3	3,656,179	105,961		3,558,641	319	97,538	211,546
R4	3,662,796			3,582,585	31,189	80,211	242,735
R5	3,851,355	161,882		3,794,938	34,636	56,417	115,489
R6(見込)	3,861,267	55,966		3,861,267	255	0	59,778
R7(見込)	3,993,645	29,247		3,993,645		0	30,531
R8(見込)	4,107,341	30,531		4,140,883		△ 33,542	0

①試算 保険料見直し後(R7から)

(単位:千円)

年度	歳入総額 A			歳出総額 B		歳入歳出差引 A-B C	基金残高 前年度残高-D+F
		うち基金繰入金 D	うち県基金借入金 E		うち基金積立金 F		
R3	3,656,179	105,961		3,558,641	319	97,538	211,546
R4	3,662,796			3,582,585	31,189	80,211	242,735
R5	3,851,355	161,882		3,794,938	34,636	56,417	115,489
R6(見込)	3,861,267	55,966		3,861,267	255	0	59,778
R7(見込)	4,040,598			4,040,598	46,953	0	106,731
R8(見込)	4,153,010			4,153,010	12,127	0	118,858

②試算 保険料見直しをせず、第9期計画最終年度(令和8年度)に県財政安定化基金借入 34,000千円を見込む

(単位:千円)

年度	歳入総額 A			歳出総額 B		歳入歳出差引 A-B C	基金残高 前年度残高-D+F
		うち基金繰入金 D	うち県基金借入金 E		うち基金積立金 F		
R3	3,656,179	105,961		3,558,641	319	97,538	211,546
R4	3,662,796			3,582,585	31,189	80,211	242,735
R5	3,851,355	161,882		3,794,938	34,636	56,417	115,489
R6(見込)	3,861,267	55,966		3,861,267	255	0	59,778
R7(見込)	3,993,645	29,247		3,993,645		0	30,531
R8(見込)	4,141,341	30,531	34,000	4,140,883		458	0

※ 県財政安定化基金は無利子であり、原則は次期計画期間の3年間で償還することになるが、現在は特例により令和9～17年度の9年間で返済することが可能となっている。

34,000千円÷9年≒3,778千円が1年で返済する金額となり、令和6年10月末の第1号被保険者数 12,715人で負担する場合、9年間にわたり一人当たり年間297円程度の保険料引き上げが必要となる。

ただし、基金が底をつく状態となるため、見込以上に給付費が増加した場合などに対応することはできない。

市の説明 昨年12月

■現状に至った要因

○第7期、第8期介護保険事業計画で介護保険料を200円減額したこと。

○アフターコロナにより介護サービスの利用が増加したことにより令和5年度から 保険給付費の支出が急激に増加し、結果的に3月末に専決処分によりサービス給付費40,180,000 円を基金から取り崩したこと。併せて、国県返還金59,771,000円を専決処分し基金から取り崩したこと。また、不適切な事務処理による還付未済9,663,000 円など想定外な基金取崩しにより残高が大きく減少したこと。

市の説明 昨年12月

■介護保険料の推移と他自治体との比較

本市の介護保険料の経過をみると第5期計画で949円を増額し、さらに第6期計画で500円を増額し、5,400円／月額とした。しかし、第7期計画、第8期計画でそれぞれ100円を減額し、5,200円／月額とした。この減額は高齢化の進行に逆行するもので介護保険特別会計の運営に影響を与えたことは明らかである。

第9期計画では、基金残高を見ながら負担軽減のための金額の抑制を図り400円を増額し5,600円／月額としたが、前計画での減額の影響もあり、9年前に策定した第6期計画と比較して200円の増額にとどまっている。

一方、本市と同規模の下妻市、桜川市を見ると第6期計画までは概ね同額であったが、その後は増額し、第9期計画で6,000円／月額とした。また、介護給付費等準備基金額は3億円以上を積立している。

そのほかの市町村を見ると、介護保険料は本市と同額程度か200円から300円ほど低い金額だが、基金残高は概ね5億円以上となっている。

介護改善・介護保険料引上げ反対の地域運動

①高齢者に知らせること

第9期介護保険事業計画の検討状況（
特に介護保険料算出根拠）

②当面下げるために必要なことの要求化

③本質的な改善は、国庫負担増

④利用しやすい制度運用・改善を要求

⑤人材確保策は独自の努力を求める

保険料に関する4つの要求案

その1 現在の介護保険料の仕組みでは限界。
国庫負担増で保険料引下げをすること。

その2 当面、市町村の一般財源投入して保険
料引下げをおこなうこと。

その3 保険料の余りを貯め込み(基金)してい
る自治体は、全額保険料引下げにまわすこと。

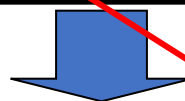
その4 低所得者に対する介護保険料減免制
度を拡充すること。

介護保険の「政策的意図」

公費方式から 保険方式へ

介護保険以前の高齢者福祉制度(2000年3月まで)公費100%

国50%	都道府県 25%	市町村 25%
------	-------------	------------



介護保険制度(第9期)
保険料50%

公費50%

65歳~ 23%	40歳~64歳 27%	国25% 国庫負担金 20% 調整交付金 5%	都道府県 12.5 %	市町村 12.5 %
-------------	----------------	-------------------------------------	-------------------	------------------

一般財源繰り入れは法的に可能

- 1 介護保険法令上は、法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁じる規定や、制裁措置はいっさいない
- 2 厚生労働省の「指導」なるものも、「保険料減免」にともなう一般財源投入について述べたもの「単独減免3原則」なるものも、介護保険法令上の規定はどこにもなく、単なる「会議資料」「事務連絡」にすぎないもの
- 3 厚生労働省が、一般財源投入の「問題点」として上げているものは、「国民の理解が得られにくい」「いったん一般財源を投入するとやめられなくなる」などと、およそ理由にならないもの

一般財源繰り入れ 法的位置づけ

介護保険法124条の2(2014年改定で新設)第1項
(市町村の特別会計への繰り入れ等)

市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第1号被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

一般会計繰入れ 会計検査でも続々

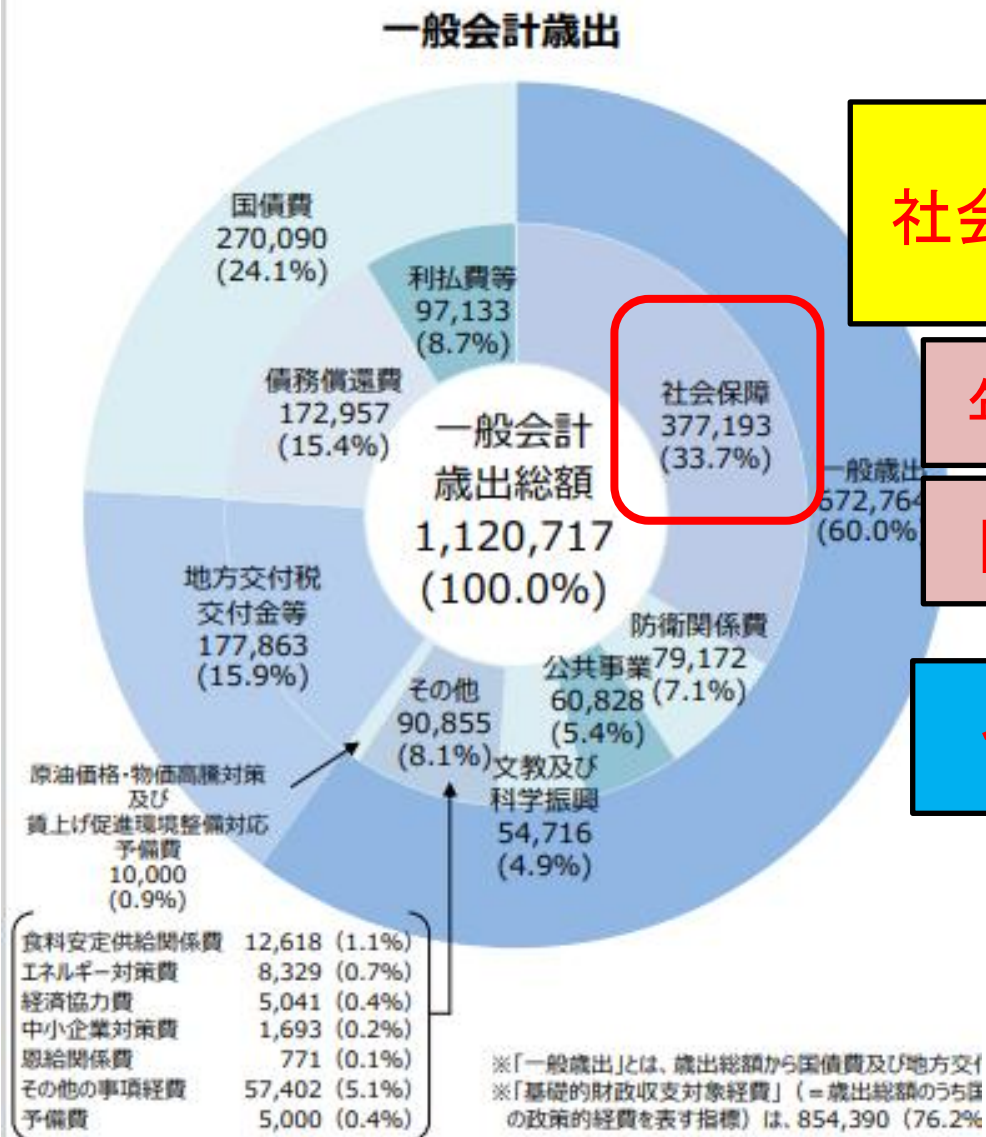
183保険者のうち、一般会計から法定負担割合を超えて介護保険事業特別会計に繰入れを行っていた保険者が、第4期では5保険者(繰入額計4億7579万余円)、第5期では10保険者(同計10億3189万余円)、計11保険者(同合計15億0768万余円)見受けられた。

「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」

平成28年3月会計検査院

高齢者ケアへ
「財政出動」を

2024年度政府予算



社会保障費37兆7193億円

年金13兆4020億円

医療12兆2366億円

介護3兆7188億円

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない。

(注2) 一般会計における社会保障関係費の割合は56.1%。

令和6年度 社会保障関係費（主要経費別）

（単位：億円）

	5年度	6年度	社会保障 +2.3%
一般会計歳出（A）	1,143,812	1,120,7	医療 +0.7%
うち 一般歳出（B）	727,317	672,7	年金 +2.4%
うち 社会保障関係費（C）	368,687	377,1	介護 +1.0%
年金給付費	130,857	134,0	少子化対策 +7.7%
医療給付費	121,517	122,3	生保・福祉 +4.2%
介護給付費	36,809	37,1	
少子化対策費	31,412	33,823	(1.7%) 2,411
生活扶助等社会福祉費	43,093	44,912	(4.2%) 1,819
保健衛生対策費	4,552	4,444	(△2.4%) △108

一般会計歳出予算推移

単位: 億円

	2022年度	2024年度	2022～2024 年度比
歳出総額	1,075,964	1,120,717	104.2%
社会保障費	362,735	377,193	104.0%
防衛費	53,687	79,172	147.5%
公共事業費	60,575	60,826	100.4%
文教費	53,901	54,716	101.5%
その他	92,847	90,855	97.9%

介護保険の「財政規模」(2024年度)

全国 介護保険給付費 総額 約13兆円以上
内訳

国は 3.7兆円A

介護給付費 3兆7718億円 ※給付費等負担金 2,487,784,450千円
給付費財政調整交付金 658,795,897千円...

2024年度政府一般歳出予算 112兆円...B

介護給付への国庫負担は国家予算に占める割合

$$\underline{A/B = 3.3\%}$$

ご清聴ありがとうございました